

○総務省令第 号
法務省令第 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定に基づき、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 河井 克行

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(情報通信技術活用法の適用)</p> <p>第十一条 法第二十条第一項から第四項まで及び第二十一条の三第一項から第四項までの規定による請求又は申出(以下この条において「請求等」という。)は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び次項において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により、市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と請求等を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該市町村長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して請求等を行う者は、市町村長の定めるところにより、市町村長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該請求等を書面等(情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、前項に規定する当該請求等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、当該請求等を行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書(市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市町村長の指定する方法により当該請求等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>【一〇三 略】</p>	<p>(情報通信技術利用法の適用)</p> <p>第十一条 法第二十条第一項から第四項まで及び第二十一条の三第一項から第四項の規定による請求又は申出は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して請求又は申出を行う者は、市町村長の定めるところにより、市町村長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該請求又は申出を書面等(情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、情報通信技術利用法第三条第一項に規定する当該請求又は申出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該請求又は申出を行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定により請求又は申出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書(市町村長が情報通信技術利用法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市町村長の指定する方法により当該請求又は申出を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>【一〇三 同上】</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。